

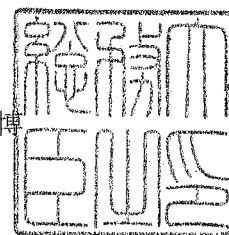
総政企第18号

平成22年1月25日

統計委員会委員長

樋口美雄 殿

総務大臣
原 口 一 博



諮問第24号

「指数の基準時に関する統計基準」の設定について（諮問）

標記について、別紙のとおり設定するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第28条第2項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(「指数の基準時に関する統計基準」の設定について)

1 指数の基準時に関する統計基準の目的等

指数とは、異なった時点間における価格、生産量等を比較するために、基準となる時点（以下「基準時」という。）を 100 として他の時点における統計数値を相対的に表したものである。

また、指数は多数の財・サービスの価格（数量）変化を平均的に表示する必要があることから、個々の品目等に対してその重要度に応じた係数を与え、その係数をウェイトとして加重平均した総合指数の形式を採っている。

社会経済状況が短期間に大きく変化する中で、基準時を長期間固定すると、指数により現実の実態の変化を的確に表示することが難しくなる。また、総合指数のウェイトを長期間固定したままにすると、消費構造や産業構造の変化に伴い個々の財・サービスのウェイトが大きく変化してしまった場合は、総合指数が現実の実態から乖離してしまう。このため、指数の正確性の確保を図ることを目的として、定期的に基準時及びウェイトを更新するための基準を設けることが必要である。

さらに、これらの更新に当たっては、基準時及びウェイトの対象年が指数ごとに異なると各指数間の相互利用や比較等に支障が生じる恐れがあることから、各指数間の統合性及び統一性の確保を図ることを目的として、各指数間でこれらの時点をそろえるための基準を設けることが必要である。

2 指数の基準時に関する統計基準を設定する理由

指数の基準時及びウェイトの更新については、昭和 56 年の統計審議会の答申（「諮問第 185 号の答申 指数の基準時及びウェイト時の更新について」（昭和 56 年 3 月 20 日））において示された基準により、各指数とも統一的に原則として 5 年ごとに更新を行うこと及び基準時は西暦年の末尾が 0 又は 5 の付く年、ウェイトは基準時と同年又はその近傍の年のものに定期的に更新するとされ、以後、これに沿って、公的統計である各指数（ウェイトを毎年更新する連鎖指数等を除く。）の基準時等の更新が行われてきており、上記統計審議会の答申の考え方は、現在も指数間の相互利用や比較対照等の観点から依然として重要なものである。

このような観点から、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準を新たな統計基準として設定し、平成 21 年度中に公示することとされている。

3 今回定めようとする指数の基準時に関する統計基準の内容（案）

今回、統計法に基づく統計基準として定めようとする「指数の基準時に関する統計基準」は、昭和 56 年の統計審議会の答申において示された基準を基に、その各府省におけるこれまでの運用実績等を踏まえつつ、現行の統計法との整合性の確保等の観点から見直しを行った別紙のものとしたい。

指数の基準時に関する統計基準（案）

1 指数の基準時の原則

指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。

2 ウェイトを固定する指数

(1) ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。

(2) ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1の項（指数の基準時の原則）の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が0又は5である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに1の項の定めに従ったものとなるよう、適切な措置を執るものとする。

3 基準時を更新した場合の利便確保措置

指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。

4 その他

指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続があるときは、その定め又は手続によるものとする。